

第1章 輸出事前確認

◎ 本章のポイント

この章では農林水産物・食品を輸出するために必要な動植物検疫をはじめとする手続について述べている。また、現地輸入者のために必要な日本輸出者側が提出しなければならない書類や情報についても述べている。これらの書類や情報を取得して、輸入者に送らねばならない。

本章は、以下の3つの項目で構成されている。

- I. 日本の輸出規制
- II. UAEの輸入規制
- III. UAEの検疫・通関を円滑に行うための日本での事前業務・手続

I. 日本の輸出規制

日本から輸出する際は、動植物検疫等をはじめとし、輸出制限がかかっている品目があるので、それらの品目の紹介と申請官庁、申請の仕方を解説する。

II. UAEの輸入規制

UAEでは、農林水産物・食品については、原則的に輸入ができない品目がある。また、輸入国側で特別な申請が必要という場合があり、輸入が難しい品目がある。

輸入者は輸入ができる品目しか貿易しないが、本章を読み、あらかじめ「この品目は日本から輸出できるのだろうか」というチェックに利用いただけたらと思う。

III. UAEの検疫・通関を円滑に行うための日本での事前業務・手続

Iで日本国の輸出規制、IIでUAEの輸入規制を示し、この両方の規制を受けないものがUAEへ輸出可能となる。UAE側での輸入申請はUAEの輸入者がUAE所轄官庁で行うが、申請には日本輸出者側が用意しなければならない書類や情報がある。これを解説しているのが当パートである。これらの書類や情報をあらかじめ提供できれば、UAE側での輸入がスムーズとなる。UAEの輸入者から「この情報がほしい」と求められる前に、あらかじめ準備しておく配慮が望まれる。

I. 日本の輸出規制

日本は、現在輸出は原則自由で、基本的には規制をかけていない。しかし、例外的に『外国為替及び外国貿易法』（略称外為法）や『輸出貿易管理令』といった法令に基づき、農林水産物及びその加工食品について、輸出通関の前に許可または承認を受けなければならない品目がある（【表1-1】）。

【表1-1】輸出許可または承認が必要な品目及び管轄官庁

具体的品目	管轄官庁	法令
ふすま、こめぬか、魚粉・魚かす、配合飼料、はっかの種子・苗、しいたけの雑菌、からまつの種子せん、かば、ならの丸太（そま角および最小横断面における丸身が30%以上の製材を含む）、うなぎの稚魚、冷凍あさり・はまぐり・いがい、希少野生動植物及びその卵、種子、はくせい、加工品、それらから派生したもの	経済産業省貿易経済協力局 貿易管理部安全保障貿易審査 査化貿易管理課	外国為替及び外国貿易法 輸出貿易管理令
天然記念物（原則輸出禁止）	文化庁文化財部伝統文化課	文化財保護法
鳥、獣及びそれらの加工品、鳥類の卵等 （鳥類：おしどり、やまどり、ひばり、つぐみ 哺乳類：たぬき、きつね、いたち）	環境省自然局野生生物課	鳥獣の保護、狩猟の適正化に 関する法律
麻薬、向精神薬、麻薬等の原料	厚生労働省医薬食品局監視 指導・麻薬対策課	麻薬及び向精神薬取締法 覚せい剤取締法
大麻草、大麻草製品		大麻取締法
あへん、けしがら		あへん法
犬、猫、あらいぐま、きつね、スカンク	農林水産省消費・安全局衛生 管理課	狂犬病予防法
偶蹄類の動物、馬、鶏、あひる、うずら、がちょう、蜜蜂、ソーセージ、ハム、ベーコン等		家畜伝染病予防法
顕花植物、しだ類またはたせんたい類に属する植物、有害植物（細菌、寄生植物等）、有害動物（昆虫、ダニ等）	農林水産省消費・安全局植物 防疫課	植物検疫法

出所：『関税六法』、税関ホームページ（<http://www.customs.co.jp>）

さらに、絶滅のおそれのある野生動植物を保護する名目で定められた国際条約（『ワシントン条約』）に基づいて、輸出許可証の取得が必要となる品目がある（【表1-2】）。

【表1-2】ワシントン条約により輸出が規制されている主な品目

項目	内容
生きている動物	ヒグマ、カメ、アフリカ象、ピラルク、ホグアイランドボア
漢方薬	熊肝、牛黄清心丸、虎加工品
象牙・同製品	象牙、象牙彫刻品
毛皮・敷物	オオカミ毛皮、チンチラ毛皮、トラの毛皮の敷物、ヒョウ皮敷物
皮革製品	テグトカゲ革製紳士靴、アミメニシキヘビ革製ブーツ
ハンドバック・ベルト・財布など	インドゾウ革製バッグ、オオトカゲ革製ハンドバッグ、アミメニシキヘビ革製ベルト、各種ワニ革製バッグ、ダチョウ革製ウエストポーチ
はく製・標本	アオウミガメ、アカエリトリパネアゲハ、ウンピョウ、オオフウチョウ、ヒグマ、キングコブラ、センザンコウ、ノスリ、ハヤブサ、ヒョウ、ベンガルヤマネコ、アフリカライオン、ワニ
アクセサリ	タイマイのカンザシ、サンゴ&ピラルクのウロコ製品、パナメマガネカイマン(ワニ)製ベルト付き時計
その他	胡弓、ミドリイシサンゴ、オオシャコガイ、ゾウの足の腰掛、ダチョウの卵・製品、ヘゴ

出所：税関ホームページ（<http://www.customs.go.jp>）

1. 外国為替及び外国貿易法に基づく手続

『外国為替及び外国貿易法』や『輸出貿易管理令』で規制されている品目を輸出する場合は、経済産業省の輸出の許可・承認を受けなければならない。申請先は、経済産業省あるいは税関（経済産業省から輸出承認の権限が税関に委任されている場合）である。

経済産業省あるいは税関が輸出（許可・承認）申請書及び必要書類を点検し、申請書に許可・承認番号を付して許可・承認の旨を記入し署名すれば、輸出許可・承認証となる（【図1-1】）。

農林水産物・食品にかかわる承認手続が必要なものもある。【表1-1】、【表1-2】を参照されたい。

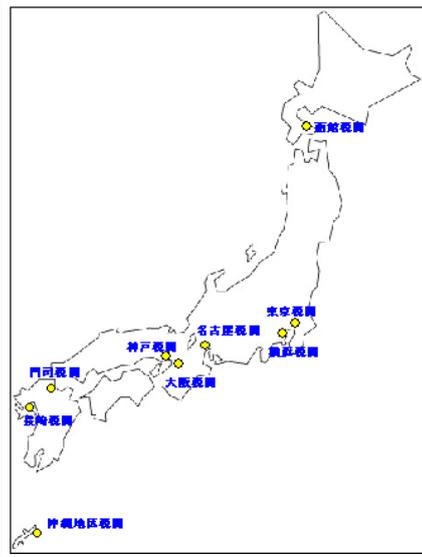
【図1-1】 輸出（許可・承認）申請の流れ

業務の流れ	業務主体	申請官庁機関	説明事項
輸出(許可・承認)申請書の作成	輸出者またはその代理人	経済産業省または税関	輸出について数量規制や品質規制が行われている貨物について、審査に必要な性能、主要材料、品質、品番などを記入する
輸出(許可・承認)申請			
審査	経済産業省または税関		『輸出承認証』(Export Licence; E/L)が発行される
許可または承認			

出所：各種資料により作成。

税関を申請先とする場合は、税関は函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄に税関が設置されているので、その税関で申請を行う（【図1-2】）。また税関支署（68カ所）、税関出張所及び税関支署出張所（127カ所）もあるので、それらの窓口で申請が可能かどうか、問合せてみることも可能である。

【図1-2】申請先の主要な税関



税関	住所	電話番号
函館税関	北海道函館市海岸町24-4 (函館港湾合同庁舎)	0138-40-4262
東京税関	東京都江東区青海2-56 (東京港湾合同庁舎)	03-3529-0700
横浜税関	神奈川県横浜市中区海岸通1-1	045-212-6000
名古屋税関	愛知県名古屋市港区入船2-3-12	052-654-4100
大阪税関	大阪府大阪市港区築港4-10-3 (大阪港湾合同庁舎内)	06-6576-3001 ~5
神戸税関	兵庫県神戸市中央区新港町12-1	078-333-3100
門司税関	福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10(門司港湾合同庁舎)	093-332-8372
長崎税関	長崎県長崎市出島町1-36	095-828-8619
沖縄税関	沖縄県那覇市通堂町4-17	098-863-0099

出所：税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>)

2. 動物検疫の手続

日本の『家畜伝染病予防法』、『狂犬病予防法』に該当するものは、輸出検疫を受けなければ輸出できない（【表1－3】）。

【表1－3】家畜伝染病予防法による輸出規制品

番号	品目		説明
①	動物及びその死体	偶蹄類の動物及び馬	これらの初生ひなであって、農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港または飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。
		鶏、あひる、七面鳥、うずら及びがちょう	
		犬	
		みつばち	
		兎	
②	鶏、あひる、七面鳥、うずら及びがちょうの卵		
③	①の動物の骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱及び臓器		
④	①の動物の生乳、精液、受精卵、未受精卵、ふん及び尿		
⑤	①動物の骨粉、肉粉、肉骨粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉及び臓器粉		
⑥	③の物を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン		

注) 狂犬病予防法に該当するのは、犬、猫、あらいぐま、きつね及びスカンク。

出所：農林水産省動物検疫所ホームページ (http://www.maff-aqs.go.jp/tetuzuki/index_3.htm#chikusan)

(1) 生きている動物の場合

偶蹄類の動物及び馬、またそれらの精液を輸出する場合には、輸出の90日前までに事前の届出または申請が必要である。輸出動物は、申請に基づき係留施設に収容し、係留施設に収容された動物は、規則に基づく期間係留され、家畜防疫官により検査が行われる。

検査の結果、監視伝染病にかかっている動物、あるいは病原体をひろげるおそれのある動物については、返送または屠殺処分され焼却される。監視伝染病の病原体をひろげるおそれがないと認められた場合には、『輸出検疫証明書』が発行される(【図1-3】)。

【図1-3】生きている動物の輸出検疫の流れ

業務の流れ	業務主体	必要とする書類及びその内容	提出先	根拠法令
輸出検査申請書提出	輸出者またはその代理人	『輸出検査申請書』 (◆偶蹄類・馬を輸出しようとする場合には、輸出予定日の90日前までに)	動物検疫所	『家畜伝染病予防法』第45条
動物の収容	家畜防疫官	申請に基づき係留施設に収容		
動物の係留検査		係留施設に収容された動物は、規則に基づく期間係留され、検査が行われる。検査は、採血等により標本を採取し、臨床・血清・微生物・理化学・病理学等獣医学の技術を駆使して行われる。	動物検疫所	『家畜伝染病予防法』第36条、第37条
係留延長・再検査		検査の結果、監視伝染病にかかっているかその疑いのある動物等については、係留を延長して検査		『家畜伝染病予防法』第40条、第41条、第45条
結果		検査の結果、監視伝染病の病原体をひろげるおそれがないと認められた場合には、『輸出検疫証明書』が交付される	輸出者またはその代理人	『家畜伝染病予防法』第44条、第45条
合格の場合		検査の結果、監視伝染病にかかっている動物、あるいは、病原体をひろげるおそれのある動物については、返送または屠殺処分され焼却される		
不合格の場合				

出所：農林水産省動物検疫所ホームページ (http://www.maff-aqs.go.jp/tetuzuki/index_3.htm#chikusan)

(2) 畜産物等生きているものでない場合

輸出畜産物の検査は、家畜伝染病予防法に基づき検査が行われる。輸入国が、輸出国に対し家畜の伝染性疾病をひろげるおそれのない旨の証明を要求しているものも対象となる。

輸出者は『輸出検疫証明書』を取得する場合、まず『輸出検査申請書』を動物検疫所に提出し、次に検査対象物を動物検疫所、家畜防疫官が指定する検査場所、あるいは農林水産大臣が指定する検査場所のいずれかに搬入する (P.9【表1-4】)。

監視伝染病の病原体をひろげるおそれがないと認められた場合には、『輸出検疫証明書』が発行される。一般的に申請書類が十分であり、再検査がなければ、検査申請から検疫証明書発給までは2~3日である (P.8【図1-4】)。

【図1-4】 生きている動物以外の輸出検疫の流れ

業務の流れ	業務主体	必要とする書類及びその内容	提出先	根拠法令
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">輸出検査申請書提出</div>	輸出者またはその代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・『輸出検査申請書』 (◆偶蹄類・馬等は相手国に輸入しようとする日の120～90日前までに) ・食肉衛生検査所発行の屠殺証明書あるいは取扱業者等の販売生産証明(牛、豚等の肉類、臓器類、皮類の場合) ・食鳥処理場の証明書等(家禽肉類、家禽加工品) ・販売証明書(レシート)(市販品の場合) ・輸入検査証明書の写し等(輸入したものの場合) ・その他家畜防疫官が検査に必要としている要求する書類 ※輸入国が要求している事項や、証明書様式等を説明する書類がある場合は、事前に家畜防疫官に相談 ※牛、豚、鶏等の生産された農場における伝染性疾病の発生状況の証明を求める場合がある。種類、証明の内容によって事前に地元の家畜保健衛生所から証明を受けなければならない場合がある 	動物検査所	『家畜伝染病予防法』第45条
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">商品の搬入</div>				
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">書類審査</div>	動物検査所	<ul style="list-style-type: none"> ・検査申請書の記載事項 ・必要書類の添付の有無 	動物検査所	『家畜伝染病予防法』第36条、第37条
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">検査</div>		<ul style="list-style-type: none"> ・動物検査所、家畜防疫官の指定検査場所及び農林水産大臣の指定検査場所のいずれかで実施 ・必要な場合には、微生物学的、理化学的等の精密検査を実施 ・ホルマリンガス、塩素消毒、SK消毒等 		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">現物検査</div> <div style="margin-left: 20px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;">精密検査</div> <div style="margin-left: 20px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;">消毒</div>				<ul style="list-style-type: none"> ・日本の『輸出検疫証明書』 ・輸入国政府が指定した検査証明書
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">結果</div> <div style="margin-left: 20px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;">合格の場合</div> <div style="margin-left: 20px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;">不合格の場合</div>		<ul style="list-style-type: none"> ・輸出不合格となった場合は、焼却、返却処分等 		

出所：農林水産省動物検査所ホームページ (http://www.maff-aqs.go.jp/tetuzuki/index_3.htm#chikusan)

【表 1 - 4】日本の動物検疫所リスト

所名	電話番号	住所
北海道出張所	0123-24-6080	千歳市美々 新千歳空港国際線ターミナルビル
仙台空港出張所	022-383-2302	名取市下増田字南原 仙台空港ターミナルビル
東京出張所	03-3529-3021	東京都江東区青海 2-56 東京港湾合同庁舎
成田支所検疫第1課	0476-32-6664	成田市三里塚御料牧場1-1 第1旅客ターミナルビル
成田支所検疫第2課	0476-34-2342	成田市古込字古込 1-1 第2旅客ターミナルビル
成田支所検疫第3課	0476-32-6651	成田市三里塚大字天浪字西原254-1
成田支所検疫第4課	0476-32-6658	成田市三里塚大字天浪字西原254-1
羽田空港出張所	03-5756-4860	東京都大田区羽田空港3-4-4
横浜本所	045-751-5921	横浜市磯子区原町 11-1
新潟空港出張所	025-275-4565	新潟市松浜町 3710 新潟空港ターミナルビル
清水出張所	054-353-5086	静岡市清水日の出町 9-1 清水港湾合同庁舎
小松出張所	0761-24-1407	小松市浮柳町 小松空港内
中部空港支所	0569-38-8577	愛知県常滑市セントレア 1丁目 1番地 CIQ棟
名古屋出張所	052-651-0334	名古屋市港区入船 2-3-12 名古屋港湾合同庁舎
関西空港支所	072-455-1956	大阪府泉南郡田尻町泉州空港中 1番地 CIQ合同庁舎
大阪出張所	06-6575-3466	大阪市港区築港 4-10-3 大阪港湾合同庁舎
神戸支所	078-222-8990	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎
岡山空港出張所	086-294-4737	岡山市日応寺1277 岡山空港ターミナルビル
広島空港出張所	0848-86-8118	広島県三原市本郷町大字善入寺字平岩 64-31 広島空港国際線旅客ターミナルビル
小松島出張所	08853-2-2422	小松島市小松島町外開1-11 小松島みなと合同庁舎
門司支所	093-321-1116	北九州市門司区西海岸 1-3-10 門司港湾合同庁舎
博多出張所	092-262-5285	福岡市博多区沖浜町 8-1 福岡港湾合同庁舎
福岡空港出張所	092-477-0080	福岡市博多区大字青木739番 福岡空港ビル
長崎空港出張所	0957-54-4505	大村市箕島町593 長崎空港ビル
鹿児島空港出張所	0995-43-9061	鹿児島県霧島市隼人町嘉例川字扇迫 1590-5
沖縄支所	098-861-4370	那覇市港町 2-11-1 那覇港湾合同庁舎
那覇空港出張所	098-857-4468	那覇市鏡水174 那覇空港合同庁舎

出所：農林水産省動物検疫所ホームページ (http://www.maff-aqs.go.jp/ryoko/aq5/aq52_f.htm)

3. 植物検疫の手続

UAEでは、日本輸出の植物に対して植物検疫証明書を求めるケースはほとんどみられない。UAEの要請により、日本での植物検疫証明書を取得することがあった場合、日本の植物防疫所では、検査の申請があった植物について、UAEの植物検疫要求に従って検査を行い、UAEの要求に合致していることを確認した場合は、『植物検査合格証明書』を発行する（【図1-5】）。

一般的に植物の検疫については、①栽培地検査が必要となるもの（品目そのものでなく、栽培地・生育状況まで経過観察を必要とするもの）と、②品目検査のみを必要とするものの2つの種類がある。

【図1-5】植物検疫の流れ

業務の流れ	業務主体	必要とする書類及びその内容	提出先
栽培地検査申請	輸出者またはその代理人	『栽培地検査申請書』	植物防疫所
検査			
結果			
合格の場合	植物防疫所	『栽培地検査合格証明書』	輸出者またはその代理人
不合格の場合			
輸出検査申請	輸出者またはその代理人	『輸出検査申請書』 『栽培地検査合格証明書』	植物防疫所
輸出検査			
ウイルス検定			
消毒確認			
結果	植物防疫所	植物防疫所または植物の所在地	
合格の場合		輸出国の要求に適合している場合、『植物検査合格証明書』発行	輸出者またはその代理人
不合格		輸出国の要求に適合しない場合、不合格	

出所：農林水産省植物防疫所ホームページ (<http://www.pps.go.jp/faq/index.html>)

現在、植物防疫所は全国に 5 ヶ所（横浜植物防疫所、名古屋植物防疫所、神戸植物防疫所、門司植物防疫所、那覇植物防疫事務所）が設置されており、さらにその下に支所が設けられており、これらの施設で申請が行える（【表 1 - 5】）。

【表 1 - 5】日本の植物防疫所リスト

事業所名	電話番号	住所	管轄地域
横浜植物防疫所	横浜植物防疫所	045-211-7150	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎内
	川崎出張所	044-288-3408	川崎市川崎区千鳥町12-3 川崎港湾合同庁舎内
	札幌支所	011-852-1808	北海道札幌市豊平区羊が丘1
	塩釜支所	022-362-6916	塩釜市貞山通3-4-1 塩釜港湾合同庁舎内
	新潟支所	025-244-4401	新潟市菟が島1-5-4 新潟港湾合同庁舎内
	成田支所	0476-34-2350	成田市古込字古込1-1 成田国際空港 第2旅客ターミナルビル内
	東京支所	03-3599-1136	東京都江東区青海2-56 東京港湾合同庁舎内
名古屋植物防疫所	名古屋植物防疫所	052-651-0111	名古屋市港区入船2-3-12 名古屋港湾合同庁舎内
	中部空港支所	0569-38-8431	愛知県常滑市セントレア一丁目1番 中部空港CIQ庁舎内
	伏木富山支所	0766-44-0954	高岡市伏木錦町11-15 伏木港湾合同庁舎内
	清水支所	0543-52-3775	静岡市清水日の出町9-1 清水港湾合同庁舎内
神戸植物防疫所	神戸植物防疫所	078-331-2806	神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎内
	大阪支所	06-6571-0801	大阪市港区築港4-10-3 大阪港湾合同庁舎内
	関西空港支所	0724-55-9010	大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1 CIQ合同庁舎内
	広島支所	082-251-5881	広島市南区宇品海岸3-10-17 広島港湾合同庁舎内
	坂出支所	0877-46-4108	坂出市入船町1-6-10 坂出港湾合同庁舎内
門司植物防疫所	門司植物防疫所	093-321-1404	北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎内
	福岡支所	092-291-2504	福岡市博多区沖浜町8-1 福岡港湾合同庁舎内
	鹿児島支所	099-222-1046	鹿児島市泉町18-2-33 鹿児島港湾合同庁舎内
	名瀬支所	0997-52-0459	名瀬市長浜町1-1 名瀬合同庁舎内
那覇植物防疫所	那覇植物防疫事務所	098-868-0715	那覇市港町2-11-1 那覇港湾合同庁舎内

出所：農林水産省植物防疫所ホームページ (<http://www.maff.go.jp/www/maff/local/syokubou.html>)

II. UAEの輸入規制

UAEの農林水産物・食品輸入は、基本的にGCC¹規則、各首長国関税法及び国際条約等によって規制されている。通商政策策定全般に関しては連邦政府が主要な役割を担うものの、その施行や実務的な管理・監督については各首長国の権限が大きい。

2005年から、UAEが輸入禁止品目及び規制品目について見直しを行い、これによって輸入禁止品目は大幅に減ったが、イスラム教という宗教観点から、とくに豚肉関連品目とアルコール関連品目の輸入は厳しく規制されている。

一方、UAEは国土のほとんどが砂漠であり、農業に不適であることから、あらゆる食料品が輸入に頼っている。輸入食品に対して、各首長国単位で、公衆衛生の部局が設置され、食品分析、ラベル表示の審査、有効期限等の点検検査と管理が輸入港で厳しく実施されている実態にある。

UAEでは、輸入品は、①輸入禁止品目、②輸入規制品目、③輸入自由品目の3つに大きく分類されている。

¹ GCC (Gulf Customs Union : 湾岸協力会議) 加盟国 : ペルシャ湾岸のアラブ 6 カ国 (UAE、サウジアラビア、オマーン、バーレーン、カタール、クウェート) から成る地域協力機構である。

1. 輸入禁止品目

UAEは、鳥インフルエンザのため、アジアから禽類関連製品の輸入を禁止している。また、放射線処理が施された食品の輸入も禁止している。

UAEの主要輸入禁止品目は、以下のようなものとなっている（【表1-6】）。

【表1-6】 UAEの主要輸入禁止品目

①国際条約で禁止されている物品
②イスラム教の信仰に相応しくない商品
③象牙、サイの角
④放射線処理が施された食品
⑤生きている豚類動物
⑥禽類関連製品（鳥インフルエンザ）

出所：アブダビ税関ホームページ（<http://www.auhcustoms.gov.ae/Customs/>）
ジェトロホームページ、*Common Customs Law of the GCC States*

2. 輸入規制品目

UAEは、輸入割当管理品目制度と関税割当管理品目制度のようなものを設けていないが、イスラム教の戒律である「犯してはならないこと」と「認められること」が輸入規制に反映されている。

輸入規制品目は主に、以下の2つの分野に大きく分けている。

- ① 輸入者による輸入ライセンスの取得が必要である品目
- ② 輸出者による『ハラール証明書』の取得が必要である品目

①輸入者による輸入ライセンスの取得が必要である品目

税関が公布している情報によると、アルコール、植物と種子類、食品、生きているハチ、馬、ラクダ、たばこ製品を輸入する者は、事前輸入ライセンスを取得することが定めている。輸入管轄官庁は【表1-7】を参照されたい。

【表1-7】事前輸入ライセンスが必要な主要農林水産物の品目

分類	管轄官庁
アルコール	Ministry of Interior
植物、種子類	Federal Environment Authority; Ministry of Agriculture and Fisheries
食品	Ministry of Health
生きているハチとハチ女王	Federal Environment Authority; Ministry of Agriculture and Fisheries
馬の種類	Federal Environment Authority; Ministry of Agriculture and Fisheries
すべての種類のラクダ	Federal Environment Authority; Ministry of Agriculture and Fisheries
煙草	Municipality; Customs

出所：アブダビ税関ホームページ (<http://www.auhcustoms.gov.ae/Customs/>)

なお、一般的に、豚関連製品（精肉、ゼラチン、エキス、コンソメキューブを含む）とアルコール類（飲料のアルコール度は0.015%以上になるとアルコール品としてみられることがある）のライセンスの取得にあたっては審査が厳しく、時間もかかるようである。取得できる輸入業者は、ごく一部に限られているという²。

² Dubai Municipality、Abu Dhabi Food Control Authority のヒアリング、及び米国のレポート *United Arab Emirates Food and Agricultural Import Regulations and Standards Country Report 2006* による。

②輸出者による『ハラール証明書』の取得が必要とされる品目

豚関連製品以外のすべての食肉製品の輸入にあたっては、UAEに輸出する者が『ハラール証明書』の取得が義務付けられている³。

『ハラール証明書』とは、イスラムの切り方で処理している食肉製品を証明するものである。『ハラール証明書』がなければ、UAEの輸入港で止められる。

一方、豚関連製品はイスラム教の人々を対象販売としないため、『ハラール証明書』が課されない。豚肉の売場は、ほかの商品と混乱しないように、スーパーの一角に専門の売場が作られている。

また、豚肉を扱っているレストランでは、豚肉を調理するときは、別のキッチンを使い、豚肉を使った料理にはメニューに印を付けることが義務付けられているという現状にある。

アルコールの取扱



- ・小売店がアルコールを取り扱うには販売ライセンスを取得する必要がある。ライセンスを持っている小売店は非常に少なく、ほとんどの小売店にアルコールが置かれていない。
- ・買手はアルコールを購入する際に購買証が必要となる。
- ・GCC加盟国の中でも、ドバイは規制が緩やかであるため、こうして料理酒、みりんが置かれているスーパーもある

スーパーの豚関連製品売場



- ・豚肉の輸入を認めているが、輸入者が事前に輸入ライセンスの取得が必要。
- ・豚肉関連製品は非イスラム教徒を対象にしているため、他商品と明確に仕切った売場で販売しなければならない。

³ Dubai Municipality, Abu Dhabi Food Control Authority へのヒアリング、及び米国のレポート *United Arab Emirates Food and Agricultural Import Regulations and standards Country Report 2006*、ジェトロホームページによる。

3. 輸入業者・販売業者に関する規制

UAEでの輸入業務・販売業務は、1984年連邦法 No.8（事業会社法）によって商業ライセンス⁴を取得することが定められている。また、商業ライセンスの取得にはUAE資本が過半（51%以上）を占める企業のみ等の条件が課されている。

必要なライセンス、書類等の発行・証明は各首長国によって決まった行政機関により行われているが、ドバイの場合、商業ライセンスはドバイ政府経済開発局、会社コードは税関がそれぞれ管理・発行している。

4. 事前サンプル検査制度

Abu Dhabi Food Control Authority（アブダビ食品コントロールセクション）へのヒアリングによると、UAEは、食品着色料、酸化防止剤、甘味料等添加物類を厳しく管理するように体制を強化している。

輸出にあたっては、サンプルを輸入業者を通じて、UAEの検疫・衛生検査機関に検疫・検査を行ってもらい、輸入できるかどうかを事前に確認できる。

⁴ UAEではビジネスライセンスとして、商取引活動を許可する商業ライセンス（Commercial license）、サービス業、知的産業等の活動を許可する専門ライセンス（Professional license）と製造活動を許可する工業ライセンス（Industrial license）の3つがある。

Ⅲ. U A Eの検疫・通関を円滑に行うための日本での事前 業務・手続

U A Eの農林水産品・食品の輸入に関わる検疫・通関は、①検疫の観点（病原体、害虫）、②安全性の問題から各首長国の市庁にある糧食セクションが管轄している。各首長国によって運用の仕方が多少異なるため、注意を要する。

U A Eの輸入者が輸入の許可を得る目的で申請手続を行うためには、日本側の輸出者の情報が必要となる。これは輸出側でしか準備できない。これらの情報伝達がうまくいけば、輸入者側も迅速に手続を終わらせることができ、スムーズに商品を市場に出荷できる。

従って、日本側の輸出者は可能な限り、U A E側の輸入者が必要とする書類や情報を予め理解し準備することが不可欠となる。

1. 動物製品の手続き

日本における動物製品の輸出書類の取得については、1) 豚関連製品、2) 豚以外の動物関連製品、の2つに分けて検討する必要がある。

『ハラール証明書』が必要ない豚関連製品は、日本からUAEへの輸出は可能である。しかし、いままで日本からのほとんど輸出実績はない。

『ハラール証明書』が必要な、豚以外の動物関連製品は、日本からUAEへの輸出ができない。これは日本国内で『ハラール証明書』の発行機関が存在していないからである⁵。

UAE政府が認可した『ハラール証明書』の発行機関ができる等、日本からUAEへの輸出条件が整った場合、日本国内で、以下「(2) 豚以外動物関連製品の手続」を参照し、事前準備を進めていくこととなる。

まず、『ハラール証明書』を必要としない豚関連製品の輸出ため日本国内手続について紹介する。

(1) 豚関連製品の手続き

① 『動物検疫証明書』

UAEは、現在、日本側の『動物検疫証明書』を必ずしも要求しないが、日本の法定検疫対象品目となるため、輸出の際に日本側の動物検疫を受け、『動物検疫証明書』を取得する(第1章のI「2. 動物検疫の手続き」(P.6)を参照)。

② 『衛生証明書』の正本⁶

UAEは、輸入者に対して、すべての輸入品を対象に輸出国が発行する『衛生証明書』を要求する。

日本では、『衛生証明書』を発行する公的機関はないため、製造元が発行し日本国内各地の商工会議所が照合した衛生・品質証明書(CCI証明ともいう)をもって、正規の衛生証明書に代用させることで対応している。

CCI証明書の取得料金は全国どこでも同じであるが、約1,500~3,500円(会員、非会員の区別)となる。

⁵ UAEのEnvironmental & Food Control Center、ドバイのPublic Health Department Food Control Section及び業者ヒアリング等による。

⁶ *Common Customs Law of the GCC States*、アブダビ、ドバイ税関ホームページ Importers -Clearance Procedures and Required Documents、ジェトロホームページ、日本商工会議所及び業者ヒアリングによるものである。以下『原産地証明書』の正本についても、出所は同様である。

③『原産地証明書』の正本

UAEはすべての輸入産品に対して輸出国が発行する『原産地証明書』を求める。

『原産地証明書』は英文で、裏書に非イスラエル産宣誓文（記入例を参照）を明記し、肉筆サインも必要である。また、輸入者が、生産者についての説明を要求する場合に、以下の項目も明記する必要がある。

記入例

- THE GOODS SHIPPED ARE NOT OF ISRAELI ORIGIN NOR DO THEY CONTAIN ANY ISRAELI MATERIALS. THEY ARE NOT DESIGNATED TO VISIT ANY ISRAELI PORTS NOR ARE THEY EXPORTED FROM ISRAEL. THEY ARE OF JAPANESE ORIGIN.
- WE HEREBY CERTIFY THAT THE GOODS ARE OF ABSOLUTE JAPANESE ORIGIN AND, THAT THE CARRIER SHALL NOT CALL AT ANY ISRAELI PORTS.

以下項目の明記

1. バイヤー、または荷受人の名前（会社名）と住所（P.O.BOX No.、首長国名）、UAEの国名
2. 製造業者名、住所も明記する。Manufacturer あるいは Maker のどちらかであればよいが、Producer では不可。
3. CONSIGNEE の住所は表示とUAEまでの記載が必要。
4. 積出地、国名、荷揚地、国名

④『領事査証』

『原産地証明書』とインボイスは、GCC 規則により、『原産地証明書』とインボイスにある署名や押印、木刻印が本物であることを輸入国から承認するため、『領事査証』を受けなければならないとの規定はある。ただし、実務上では取得してないケースがよくみられる。したがって『領事査証』の取得要否については、輸入者とよく相談してください。

一旦『領事査証』が必要となる場合は、申請手続は以下のとおりである。

基本的に、『原産地証明書』とインボイスとセットで申請する。どちらか単独では受け付けられない。複数のインボイスで申請、査証取得する必要がある場合には、『原産地証明書』も分割して申請すること。

手続として、まず日本商工会議所から『原産地証明書』とインボイスの宣誓文の公証を受け、商工会議所証明書（CCI）を取得する。CCIを持って在日UAE領事部で査証申請手続を行い、『領事査証』を取得する（【表1-8】）。

【表1-8】領事査証発行主管部門と官庁

名称	住所	TEL・FAX 番号	執務時間	料金	所要時間
在日UAE 大使館領事 部	〒150-0036 東京都渋谷 区南平 台 9-10	TEL:03-5489-0804 FAX:03-5489-0813	申請： 9:30～11:30 受領： 13:30～15:30	2枚目以降か らは4,000円 ／枚	中一日

注1) 土曜、日曜、日本ならびにアラブ首長国の祝祭日は休館。

2) 郵便による申請は受け付けない。

⑤その他書類

その他、貿易関係書類としてインボイス（製造年月日・賞味期限の記載は必要）、パッキングリスト、船荷証券（または航空貨物運送状）、製造工程表、製品カタログも必要となる。

（2）豚以外動物関連製品の手続

①『ハラール証明書』正本

豚肉以外の動物製品は、イスラム律法に則った食肉の処理法である『ハラール証明書』を取得しなければならない。『ハラール証明書』はUAE輸入通関際に提示する必要がある。

しかし、現在日本では『ハラール証明書』を発行できるイスラム協会はないため、実質上、日本からの動物製品の輸入ができていない。

『ハラール証明書』を取得できる体制づくりについて、第8章の「Ⅲ. 『ハラール証明書』発行機関の確立（P.104）」、また P.18「豚関連製品の手続」と同様なことから、P.18～20の動物検疫証明書、衛生証明書、原産地証明書、領事査証及びその他書類を参照されたい。

2. 水産物の手続

①衛生検査証明

水産物は、輸入が可能であるが、輸入の際に日本側の衛生証明が必要とされている⁷。ただし、日本では米国、EU、マレーシア等向けには保健所が発行するものの、UAE向けには、衛生証明を発行する公的機関はない。

したがって、法的には日本からの水産物には公的証明が無いことになり、安定した輸入ができていないといわざるを得ない。現在、製造元が発行し日本国内各地の商工会議所が照会した衛生・品質証明書（CCI 証明ともいう）をもって、正規の衛生証明書に代用させることで対応している。

また、原産地証明書、領事査証及びその他書類が必要であり、豚関連製品の手続きと同様なことから P.18～20 を参照されたい。

3. 生鮮植物(生果実、果菜類)の手続

生果実、果菜類は、基本的に全て輸出できる。輸出の手続きにあたって、P.18「豚関連製品の手続き」と同様なことから、P.18～20 の衛生証明書、原産地証明書、領事査証及びその他の書類を参照されたい。

⁷ *Common Customs Law of the GCC States*、アブダビ、ドバイ税関ホームページ *Importers – Clearance Procedures and Required Documents*、ジェトロホームページ、商工会議所及び業者ヒアリングによるものである。以下『原産地証明書』の正本についても、出所は同様である。

4. 加工食品の手続

UAEにおいて、すべての食品は、食品安全の観点から輸出国で生産されることが証明されるために、輸出者は、

- ・自身が安全適正に製造していること
- ・安全な材料を利用し、成分・内容が適正であること
- ・適正な製造工程であること

といった内容を証明する必要がある。

品目によっては、製造プロセスや内容物（例えば分析表）が明らかにされる必要がある（品目・詳細については第4章を参照ください）。

①『衛生証明書』の正本

UAEはすべての輸入食品に対して輸出国が発行する『衛生証明書』を要求する。

日本では、『衛生証明書』を発行する公的機関はないため、製造元が発行し日本国内各地の商工会議所が照会した衛生・品質証明書（CCI 証明ともいう）をもって、正規の衛生証明書に代用させることで対応している。

CCI 証明書の取得料金は約 1,500～3,500 円（会員、非会員の区別）となる。

②『原産地証明書』の正本

UAEは輸入者に対してすべての輸入産品を対象に輸出国が発行する『原産地証明書』を求める。

手続詳細は同章の『豚関連製品の手続』 p 18 を参照されたい。

③『領事査証』

必要ない場合もあるが、輸入者とよく相談してください。また、必要とされた場合の手続詳細は、本章の「豚関連製品の手続」 P.19 を参照されたい。

④『ハラール証明書』（動物成分が入っている場合）

原則的に、食品には動物成分が含まれた場合、イスラム律法に則った食肉の処理法である『ハラール証明書』を輸出側の日本国内で取得しなければならない。

ただし、実質上、缶詰等のような一部加工食品についてドバイではハラール証明書の提示が求められていないケースもある。

⑤その他書類

その他、貿易関係書類としてインボイス（製造年月日・賞味期限の記載は必要）、パッキ

ングリスト、船荷証券（または航空貨物運送状）、製造工程表、製品カタログも必要となる。

⑥食品ラベルが必要

UAEに輸入される食品は、アラブ語または英語の輸入食品表示ラベルが必要とされる。表示ラベルの作成は日本側で行われる。日本と同様に、「遺伝子組み換え食品」であるか否か

の区分についての表示を必要としている（ラベルに対する規制は第4章Iの5「輸入食品の表示ラベル管理審査」P.65を参照）。

【図1-6】輸入食品表示ラベル見本

